

# 静岡県教育委員会

## 議事録

令和5年度 第18回定例  
12月20日（水）

静岡県教育委員会教育長 池上重弘は、

令和5年12月20日に教育委員会第18回定例会を招集した。

1 開催日時 令和5年12月20日（水） 開会 13時30分  
閉会 13時55分

2 会場 教育委員会議室

3 出席者 教 育 長 池 上 重 弘  
委 員 藤 井 明  
委 員 伊 東 幸 宏  
委 員 小野澤 宏 時  
委 員 後 藤 康 雄  
委 員 天 城 真 美

事務局（説明員） 水 口 秀 樹 教育部長  
塩 崎 克 幸 教育監  
宮 崎 文 秀 理事（政策管理担当）  
吉 良 光 陽 理事（新図書館担当）  
本 多 伸 治 参事（学校教育担当）  
井 出 好 彦 教育総務課長  
秋 野 薫 教育政策課長  
大 澤 篤 教育DX推進課長  
上 原 啓 克 財務課長  
内 山 成 一 教育厚生課長  
山 川 和 成 教育施設課長  
戸 塚 康 史 義務教育課長  
中 山 雄 二 高校教育課長  
高 橋 和 彦 特別支援教育課長  
夏 目 伸 二 健康体育課長  
藤ヶ谷 昌 則 社会教育課長  
金 嶋 克 年 新図書館整備課長  
室 伏 伸 明 静岡教育事務所長  
大 根 富 木 静岡西教育事務所長  
杉 山 禎 総合教育センター所長  
柴 雅 房 中央図書館長

#### 4 その他

- (1) 第31、32、33号議案は可決された。
- (2) 報告事項は了承された。

#### 【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。

今回の議事録の署名は、私のほか、伊東委員にお願いする。

【非公開の決議】

教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。  
報告事項 2 は公表前案件のため、非公開としたいが、異議はあるか。  
全 委 員： 異議なし。  
教 育 長： それでは報告事項 2 は非公開とする。公開案件から審議する。

教 育 長： 第 31 号議案、第 32 号議案、第 33 号議案は浜松市の行政区再編に伴うものであるため、一括して説明を行い、その後 3 件一括して質疑とする。

**第 31 号議案 静岡県立高等学校学則及び静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則の一部を改正する規則の制定**

**第 32 号議案 静岡県立中学校学則及び静岡県立中学校学則の一部を改正する規則の一部を改正する規則の制定**

**第 33 号議案 静岡県立特別支援学校学則及び静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則の一部を改正する規則の制定**

教 育 長： 第 31 号議案「静岡県立高等学校学則及び静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則の一部を改正する規則の制定」、第 32 号議案「静岡県立中学校学則及び静岡県立中学校学則の一部を改正する規則の一部を改正する規則の制定」について桑原高校教育課学校づくり推進室長、第 33 号議案「静岡県立特別支援学校学則及び静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則の一部を改正する規則の制定」について、高橋特別支援教育課長より説明願う。

学校づくり推進室長： <第 31 号議案、第 32 号議案について説明>

特別支援教育課長： <第 33 号議案について説明>

教 育 長： 第 31 号議案、第 32 号議案、第 33 号議案について質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 第 31 号議案、第 32 号議案、第 33 号議案について、原案のとおり可決することに異議はないか。

全 委 員： (異議なし)

教 育 長： 第 31 号議案、第 32 号議案、第 33 号議案について、原案のとおり可決する。

**報告事項 1 令和 6 年度当初予算部局調整案の概要**

教 育 長： 報告事項 1 「令和 6 年度当初予算部局調整案の概要」について上原財務課長より説明願う。

財 務 課 長： <報告事項について説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 資料の 11 番について、県の負担額が 0 円ということだが、これは国の予算を間違いなく取れるということか。

財 務 課 長： 全額国庫の対象となる事業であるため、県の負担が 0 円ということに

なる。ただし、全額確保できるかということは、国の内示が来ないとわからない。

藤井委員： 国からの配分が削減された場合、県としてはどう対応するのか。

健康体育課長： 国の補助事業、助成事業、委託事業ということで、県や市町がまずは事業計画を提出する。国がその事業内容を確認して国庫を付けるか判断する。国が示した金額の範囲内で事業を実施しなければならない。

藤井委員： 言うなりにならざるを得ない予算ということか。

健康体育課長： そういうことになる。事業内容を精査したうえで事業規模を決めていくということである。

教育長： 他に質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

教育長： 報告事項1を了承する。

(会議の非公開)

教育長： 会議を非公開とする。傍聴人は退席願う。

## **<非>報告事項2 令和6年度静岡県公立学校教員採用試験1次選考筆記試験における採点誤りとその対応**

教育長： 報告事項2「令和6年度静岡県公立学校教員採用試験1次選考筆記試験における採点誤りとその対応」について戸塚義務教育課長より説明願う。

義務教育課長： <議案について説明>

教育長： 質疑等はあるか。

藤井委員： もし、一般の方から御指摘がなかったら、素通りしてしまっていたということか。

義務教育課長： 申し訳ないが、そのとおりである。

藤井委員： ちなみに、模範解答を確認する責任所属はどこであるか。

義務教育課長： 模範解答は関係各課で作成しており、県と政令市で確認することになっている。

藤井委員： それぞれのチェック機能が働かなかったということか。

義務教育課長： そのとおりである。チェック体制は整えていたが、今回、それが徹底しきれなかった。

後藤委員： 質問であるが、これはどのように公開しているのか。

義務教育課長： 問題の正解を紙で配架する。県の行政センター等30カ所程度に配架している。

後藤委員： 閲覧できるのか。

義務教育課長： 自由に閲覧できる。そうした中で、気付いた方から連絡をいただいたという状況。

後藤委員： チェックしている方がいるということ。

教育長： 大学入試等、様々なものがある。新聞に出るものもある。今回、御指摘がなければ内部的には気付かずに新年度を迎えていた。本当に深刻に

受け止めて対応を考えていかななくてはならない。

教 育 長：他に質疑等はあるか。

全 委 員：（特になし）

教 育 長：報告事項2を了承する。

教 育 長：以上で、本定例会の議事は全て終了した。

これをもって、令和5年度第18回教育委員会定例会を閉会とする。